【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月19日

【事業年度】 第82期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 ホッカンホールディングス株式会社

【英訳名】 HOKKAN HOLDINGS LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永井 勝己

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内ニ丁目2番2号

【電話番号】 03 (3213) 5111 (代表) 【事務連絡者氏名】 常務取締役 工藤 常史

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内ニ丁目2番2号

【電話番号】03 (3213) 5111 (代表)【事務連絡者氏名】常務取締役 工藤 常史【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1. 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第82期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載 事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出 するものであります。

2. 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3. 【訂正箇所】

訂正箇所は 線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<前略>

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士補2名、その他1名

当社は株主への機動的な利益還元を行うことを目的とし、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める 事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で 定めております。

(訂正後)

<前略>

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士補2名、その他1名

当社の取締役は7名以内とする旨、また株主総会における取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨、それぞれ定款に定めております。

なお、株主総会の円滑な運営のため、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

当社は株主への機動的な利益還元を行うことを目的とし、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める 事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で 定めております。

_